

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成11年12月から15年10月までは28万円、同年11月から16年10月までは30万円、同年11月から17年8月までは32万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月から18年8月までは32万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月から19年2月までは36万円、同年3月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

申立期間②から⑩までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②から⑦までは22万円、申立期間⑧は23万円、申立期間⑨及び⑩は22万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成11年12月1日から19年9月1日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月30日
⑤ 平成16年12月24日
⑥ 平成17年7月29日
⑦ 平成17年12月22日
⑧ 平成18年7月31日
⑨ 平成18年12月25日
⑩ 平成19年7月31日

所持している給与明細書や預金通帳を確認したところ、記録されている標準報酬月額が低額であるので正しい年金記録に訂正してほしい。

また、賞与についても届出が行われておらず記録が無いので、年金記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成18年11月1日から19年3月1日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額から、また、同年3月1日から同年9月1日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額から、18年11月から19年2月までは36万円、同年3月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、給与明細書が無い平成11年12月1日から18年11月1日までの期間の標準報酬月額については、他の月に係る給与明細書、12年から14年までの市県民税課税台帳、15年から18年までの源泉徴収票及び金融機関への給与振込額から推認し、11年12月から15年10月までは28万円、同年11月から16年10月までは30万円、同年11月から17年8月までは32万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月から18年8月までは32万円、同年9月及び同年10月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る報酬月額を社会保険事務所(当時)に対し誤って届出を行い、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間②から⑧までについて、平成15年から18年までの源泉徴収票及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額について、上記資料から、申立人の賞与額に基づき申立期間②は22万円、厚生年金保険料額及び申立人の賞与額に基づき申立期間③から⑦までは22万円、申立期間⑧は23万円とすることが必要である。

申立期間⑨及び⑩について、申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主

により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額について、賞与明細書に記載された厚生年金保険料額に基づき 22 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑩までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年8月から15年5月までは34万円に、同年6月から16年9月までは36万円に、同年10月から17年2月までは34万円に、同年3月から同年8月までは36万円に、同年9月から18年2月までは34万円に、同年3月から19年8月までは36万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②から⑪までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月8日は22万円、同年12月22日は24万円、16年8月11日は22万円、同年12月22日は23万3,000円、平成17年8月11日は22万円、同年12月22日は15万6,000円、18年8月11日は20万円、同年12月20日は19万円、19年8月31日は20万円、同年12月25日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和13年8月1日から19年9月1日まで
② 平成15年8月8日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年8月11日
⑤ 平成16年12月22日
⑥ 平成17年8月11日
⑦ 平成17年12月22日
⑧ 平成18年8月11日
⑨ 平成18年12月20日
⑩ 平成19年8月31日
⑪ 平成19年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②、③及び⑤から⑩までの標準賞与額について、実際に支給された金額と比較して年金記録が低額となっており、申立期間④については、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録がないため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成13年8月から16年6月までについては、給料台帳等の保険料控除を確認できる書類は存在しないが、オンライン記録において、申立期間①の始期である13年8月に申立人の標準報酬月額が34万円から24万円へと著しく低下していることが確認できるところ、その前月に当たる13年7月と同額の給与が、同年8月から14年2月まで、申立人の預金口座に振り込まれていたことが銀行の取引履歴明細表から確認できることから、同期間について、申立人は、平成13年7月の標準報酬月額である34万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたと推認できる上、この場合、計算された社会保険料控除額は、平成13年市県民税課税台帳と符合する。

また、申立期間①のうち、平成14年3月から16年6月までについても、給与の振込額は、オンライン記録における標準報酬月額を超えている上、平成14年分、15年分市県民税課税台帳及び16年分給与支払報告書の社会保険料控除額に見合う標準報酬月額についても、オンライン記録における標準報酬月額を超えていることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、平成16年7月から19年8月までについては、申立てに係る事業所が保管する給料台帳又は源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人の報酬月額及び控除されていた社会保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を超えていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記の銀行の取引履歴明細書、給与支払報告書、市県民税課税台帳及び源泉徴収簿兼賃金台帳で確認又は推認できる厚生年金保険料額から、平成13年8月から15年5月までを34万円に、同年6月から16年9月までを36万円に、同年10月から17年2月までを34万円に、同年3月から同年8月までを36万円に、同年9月から18年2月までを34万円に、同年3月から19年8月までを36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの供述は得られないが、上記の関連資料において確認又は推認できる給与総額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の関連資料で確認又は推認できる給与総額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②及び③について、平成15年分市県民税課税台帳の社会保険料控除額は、当該年におけるオンライン記録の標準報酬月額に見合う社会保険料額を超えていることが確認できる。

また、銀行の取引履歴明細表及び申立てに係る事業所が保管する給料台帳又は源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立期間④について、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められ、申立期間⑤から⑪までについても、申立人の賞与額及び控除されていた社会保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録における標準賞与額を超えていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②から⑪までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑪までの標準賞与額については、上記の銀行の取引履歴明細書、市県民税課税台帳及び源泉徴収簿兼賃金台帳で確認又は推認できる厚生年金保険料額から、平成15年8月8日は22万円、同年12月22日は24万円、16年8月11日は22万円、同年12月22日は23万3,000円、平成17年8月11日は22万円、同年12月22日は15万6,000円、18年8月11日は20万円、同年12月20日は19万円、19年8月31日は20万円、同年12月25日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの供述は得られないが、複数の者についても、申立人と同様にオンライン記録における標準賞与額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料が控除されていることか

ら、事業主は、上記給料台帳で確認できる賞与額及び保険料控除額に見合う賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成16年8月から同年9月までは18万円に、同年10月から17年2月までは17万円に、同年3月は18万円に、同年4月から同年6月までは17万円に、同年7月は18万円に、同年8月から18年2月までは17万円に、同年3月から19年10月までは18万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年8月11日は10万円、同年12月22日は7万8,000円、18年8月11日は10万円、同年12月20日は10万円、19年8月10日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月1日から19年11月21日まで
② 平成17年8月11日
③ 平成17年12月22日
④ 平成18年8月11日
⑤ 平成18年12月20日
⑥ 平成19年8月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額と申立期間②から⑤までに係る標準賞与額は、実際に支給された金額と比較して低額となっており、申立期間⑥については、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録がないため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①（平成19年8月を除く。）については、申立てに係る事業所が保管する給料台帳から、申立人の報酬月額及び控除されていた社会保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を超えていることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成19年8月については、給料台帳等の保険料控除を確認できる書類は存在しないが、その前月に当たる同年7月と同額の給与が、申立人の預金口座に振り込まれていたことが申立人の所持する預金通帳から確認できることから、同期間について、申立人は、同年7月と同額の厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記の預金通帳及び給料台帳で確認又は推認できる厚生年金保険料額から、平成16年8月から同年9月までは18万円に、同年10月から17年2月までは17万円に、同年3月は18万円に、同年4月から同年6月までは17万円に、同年7月は18万円に、同年8月から18年2月までは17万円に、同年3月から19年10月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの供述は得られないが、上記の関連資料において確認又は推認できる給与総額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の関連資料で確認又は推認できる給与総額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人が所持する預金通帳及び申立てに係る事業所が保管する給料台帳から、申立期間②から⑤までについて、申立人の賞与額及び控除されてい

た社会保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録における標準賞与額を超えていることが確認できる。

また、申立期間⑥については、オンライン記録に賞与の記録は無いが、上記預金通帳において、申立てに係る事業所からの賞与の支払が確認できる上、平成19年分市県民税（所得・課税・控除）証明書及び同事業所が申立人に対して交付した平成19年分源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、当該年におけるオンライン記録に見合う社会保険料額を超えていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②から⑤までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められ、申立期間⑥についても、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑥までの標準賞与額については、上記の預金通帳、給料台帳、平成19年分市県民税（所得・課税・控除）証明書及び同事業所が申立人に対して交付した平成19年分源泉徴収票で確認又は推認される保険料控除額から、平成17年8月11日は10万円、同年12月22日は7万8,000円、18年8月11日は10万円、同年12月20日は10万円、19年8月10日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの供述は得られないが、複数の者についても、申立人と同様にオンライン記録における標準賞与額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料が控除されていることから、事業主は、上記給料台帳で確認できる賞与額及び保険料控除額に見合う賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

昭和43年2月頃にA社からC社へ開店準備のために転勤したが、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていた。申立期間が未加入期間となっているので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人がA社及びそのグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社は昭和43年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期に、A社からC社に異動となった同僚56人についても、昭和43年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、申立人と同様に厚生年金保険加入記録に1か月の空白期間が生じていることから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として社会保険事務所に届けたと推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

昭和42年3月から平成12年11月までA社及びそのグループ会社に継続して勤務していた。申立期間が国民年金の未納期間となっているので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び事業主が保管する人事記録並びに申立人が所持する退職金支給明細表から、申立人がA社及びそのグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社は昭和43年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期に、A社からC社に異動となった同僚56人についても、昭和43年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、申立人と同様に厚生年金保険加入記録に1か月の空白期間が生じていることから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として社会保険事務所に届けたと推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 1649 (事案 1583 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 31 日から 37 年 5 月 1 日まで

申立期間について、A国B州の農場において農業に従事していたにもかかわらず、C協議会（以下「D協議会」という。）における厚生年金保険の加入記録が無いため年金記録の訂正を求めたが認められなかった。

今回、D協議会と関係のあるE交流協会（以下「交流協会」という。）から会報誌が送付され、送付状に会員番号として10桁の番号が付されていた。その番号から遡って調査をすればD協議会において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが分かるはずなので、再度、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 34 年 9 月 4 日から 37 年 5 月 1 日までの期間に係る申立てについては、i) D協議会の監督官庁である外務省が発行する外交青書に、同協議会が運営する事業によりA国B州の農場で農業に従事する者（以下「農業労務者」という。）は現地雇主が受け入れる旨の記述があること、ii) D協議会の元従業員は、同協議会の業務内容は農業労務者をA国に派遣することであり、同協議会と農業労務者との間に直接の雇用関係はなかった旨証言していること、iii) D協議会から申立人の厚生年金保険料控除に係る証言を得られないこと、iv) 外交青書において、38年3月31日時点における農業労務者の送出数は延べ3,560人となっているが、D協議会における同日までの厚生年金保険の被保険者資格の取得者は延べ33人しか確認できず、同協議会の元従業員も同協議会の従業員のみ厚生年金保険に加入していた旨証言していることから、同協議会は、農業労務者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれること、v) D協議会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 3 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、交流協会から申立人宛てに送付され

た会報誌及び送付状を提出し、当該送付状に記載された会員番号から遡って調査をすれば厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが分かるのではないかと、再度、申立てを行っている。

このことについて、交流協会は、D協議会の農業労務者について交流協会のOB会員として扱っており、D協議会が作成した申立人に係るFカードを保管していることから、同カードに基づき申立人が昭和34年7月31日からA国に派遣（昭和34年9月4日出発）されていた旨回答している。しかしながら、交流協会は、申立人の会員番号「***」について、「*」は派遣年度、「*」は派遣先国（*はA国3年制）、「*」は整理番号であり、厚生年金保険の加入とは関係ない旨、及び上記カード以外に同協会は申立人に係る資料を保管していないため申立人の厚生年金保険の加入状況については不明である旨回答している。

また、交流協会は、D協議会はA国の農場での短期移住をあっせんする組織であり、同協議会と農業労務者との間に雇用関係は無く、農業労務者の賃金についても、A国の農場主が支払っていたと思われる旨回答している。

以上のことから、申立人が提出した会報誌及び送付状は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 2 年 9 月 1 日まで
昭和 62 年 10 月 1 日から平成 2 年 9 月 1 日までの期間において、A百貨店内にテナントとして入店していたB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 昭和 62 年 10 月から 63 年 8 月までについて、B社は、申立期間当時の資料が無いため申立人の勤務実態及び保険料控除について不明である旨回答しており、申立人も給与明細書等の資料を所持していないため、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

2 昭和 63 年 9 月から平成元年 7 月までについて、B社が保管している賃金台帳等の給与に係る資料から、申立人は同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記資料から、当該期間について、申立人の給与から保険料控除が行われていないことが確認できる。

3 平成元年 8 月から 2 年 8 月までについて、B社の関連会社であるC社が保管する給与支給控除一覧表から、申立人はC社の従業員であったことが確認でき、B社は、当該期間においても申立人の勤務地及び勤務内容は従前と変わることはなかった旨回答している。

しかしながら、上記一覧表から、当該期間について、申立人の給与から保険料控除が行われていないことが確認できる。

また、オンライン記録を確認してもC社が適用事業所であった記録は見当たらず、B社は、C社について、厚生年金保険の適用事業所ではない旨回答している。

4 申立期間を通じて、オンライン記録により、申立人は、国民年金の第3号被保険者である上、夫の健康保険被扶養者であることが確認できる。

また、申立期間において、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認でき

ない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月

申立期間において、A社から賞与が支給されていたにもかかわらず、その標準賞与額の記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の預金口座に係る預金取引明細表から、平成 17 年 7 月 7 日に、通常の給与とは別に、A社から 13 万 5,000 円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、申立人は賞与明細書等を保管しておらず、A社の破産管財人は貸金台帳等の資料を保管していない旨回答していることから、保険料控除について確認できない。

また、元経理担当者は、申立期間当時、厚生年金保険料を控除せずに賞与を支給することがあった旨証言している上、A社の従業員のうち一人は、自身の平成 17 年 7 月の賞与明細書を確認したところ、厚生年金保険料が控除されていない旨証言している。

さらに、上記元経理担当者は、申立人に平成 17 年 7 月 7 日に支払われている金額には端数が無いため、当該賞与からは保険料控除が行われていないものと思われる旨回答している。

加えて、申立人が居住する市が保管する平成 18 年度（平成 17 年分）給与支払報告書からも、申立期間の保険料控除を推認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 17 日から同年 11 月 6 日まで
昭和 41 年 6 月 17 日に臨時補充員としてA事業所に就職し、その後、同年 11 月 6 日に正職員となった。臨時補充員として勤務した期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであるのに、未加入期間となっているのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

履歴証明書、人事記録及び人事異動通知書から、申立人は、昭和 41 年 6 月 17 日から同年 11 月 5 日までの期間において、臨時補充員としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所（平成 12 年 8 月 1 日厚生年金保険適用）は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、B社C支社人事部は、当時の厚生年金保険の適用については、事業所ごとに行っており、申立てに係る事業所については、当時の資料が保管されていないため、申立人に係る届出及び保険料控除については不明である旨回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間に係る事業所の元同僚からは、申立人の申立期間当時の給与からの厚生年金保険料控除についての証言を得られない上、このうち、申立人と同様に、臨時補充員として採用され、その後正規職員として採用された一人は、自身が臨時補充員として勤務していた期間は、厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。